

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

小樽市立病院

小樽市立病院（以下、当院）では、疑義照会における保険薬局薬剤師の業務負担軽減、患者待ち時間の短縮、ならびに病院医師の業務負担軽減を目的として、疑義照会簡素化プロトコールの運用を開始いたします。

これは平成 22 年 4 月 30 日厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」に基づいたものです。なお、本プロトコールの運用開始にあたっては、原則として事前に当院薬剤部担当者による説明をお聞きいただいた上で、適切な合意のもとに実施するものといたします。

1. 処方変更に関わる原則

- ・薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が包括的になされたものとして、各項目の対応を認める。
- ・服用方法・安定性、価格等に関して、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更する。
- ・処方変更は、各医薬品の適応症および用法用量を遵守した変更とする。保険薬局に在庫がないという理由での変更は除外する。
その際、安全性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合にのみ変更できる。
<特例措置> 近年の製薬メーカーによる出荷調整の影響で医薬品を入手出来ない場合は、簡素化プロトコールの対象とする。
- ・保険薬局で判断に迷う場合は、拡大解釈をせず、必ず疑義照会する。
- ・プロトコール以外の疑義照会に関しては処方医へ直接行う。
- ・処方箋の「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合には、疑義照会なく処方薬の変更はできない。
- ・処方内に「規格変更不可」、「剤形変更不可」等の医師のコメントがある場合はコメントを優先する。
- ・抗悪性腫瘍薬、麻薬、注射薬に関しては、疑義照会簡素化プロトコールの適用としない。
- ・一般名処方に基づいて調剤した場合や後発品の変更調剤に関する連絡票は不要（後発品連絡票を廃止）とし、「お薬手帳」や「薬剤情報提供書」での情報提供を徹底する。
- ・疑義照会簡素化プロトコールに合意している保険薬局として、保険薬局名を当院のホームページ上で公開することに同意できる。
- ・著しく患者へ不利益を与えた場合には、合意書の締結を解除する場合がある。

2. 運用方法

- ・保険薬局が疑義照会簡素化を希望する場合、当院薬剤部へ電話連絡し、疑義照会簡素化プロトコールの概要説明を受ける。
- ・「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール合意書」（様式 1）を提出し、合意書の締結をもって実施する。
- ・簡素化プロトコールに基づき処方変更した場合、処方箋備考欄の「疑義照会簡素化プロトコール使用」に必ずチェックし、FAX にて変更内容の報告を行う。
 - * 当院のマスターがない等の理由で疑義内容が処方箋に反映されない場合、同一患者における 2 回目以降の do 処方においても必ず FAX すること。
- ・医師へ情報共有した方が良いと思われる情報がある場合には、トレーシングレポート（様式 2、3、他書式の使用可）にて情報提供を行う。

3. 院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール運用フローチャート（別紙 1 参照）

4. 合意に基づき疑義照会することなく処方変更を可能とする項目

* 事例集（別紙 2）を参考に、疑義照会なく調剤可能か判断すること。

- ①残薬調整のための投与日数の変更
- ②成分名が同一の銘柄変更
- ③剤形の変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）
- ④複数規格ある医薬品の規格変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）
- ⑤服薬状況の理由により、処方薬剤を半割、粉砕、混合すること、あるいはその逆
- ⑥週 1 回製剤、月 1 回製剤が、連日投与の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化
- ⑦隔日投与や曜日指定などの指示の処方薬が、連日投与の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数の適正化
- ⑧薬事承認されていない用法への対応
- ⑨軟膏の用量規格の変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）
- ⑩外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミングなど）が口頭で指示されている場合の用法追記

5. 各種問い合わせ窓口

- ・簡素化プロトコールに関する問い合わせ：薬剤部
- ・簡素化プロトコール以外の疑義照会：各外来を通して処方医へ
- ・保険内容に関する問い合わせ：会計窓口

【各科対応表】

項目	精神科	小児科	その他
①残薬調整のための投与日数の変更	×	×	○
②成分名が同一の銘柄変更	×	○	○
③剤形の変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）	×	○	○
④複数規格ある医薬品の規格変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）	×	○	○
⑤服薬状況の理由により、処方薬剤を半割、粉碎、混合すること、 あるいはその逆	×	○	○
⑥週1回製剤、月1回製剤が、連日投与の処方薬と同一日数で処方されて いる場合の処方日数の適正化	○	×	○
⑦隔日投与や曜日指定などの指示の処方薬が、連日投与の処方薬と同一日数 で処方されている場合の処方日数の適正化	○	×	○
⑧薬事承認されていない用法への対応（漢方薬の「食後」、用法が「1日1回」 のカルシウム拮抗薬の「1日2回」は医師の了承済みとする）	○	○	○
⑨軟膏の用量規格の変更（安全性、利便性向上のための変更に限る）	○	○	○
⑩外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミングなど）が口頭で 指示されている場合の用法追記	○	○	○

更新履歴

2024年1月作成